

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和6年10月31日(木)
午前9時58分 開会 午前10時29分 閉会

2 場 所 委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山本香代子(議長)	○ 小嶋和芳(副議長)
二瓶文隆	まにわ尚之
川北直人	赤羽目たみお
石川邦夫	(徳永雅博)

(2) 会員外議員 吉田 要

(3) 事務局職員

事務局 長 岩瀬亮太	事務局 次長 栗原真一郎
庶務係 長 藤田京子	議事係 長 田村雅恵
調査係 長 若林克彦	庶務係 員 水野麻里子
議事係 員 境 芽衣	調査係 員 金子泰郎
調査係 員 遠藤愛梨	

4 議題等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 13 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 江東区議会議員政治倫理条例(案)
- ・参考 江東区議会議員政治倫理条例(案)

- ・資料2 江東区議会議員政治倫理条例施行規程（案）
- ・資料3 規程に明記する措置の項目について

午前9時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 皆さん、おはようございます。ただいまから、第4回政治倫理に関する検討会を開会いたします。

本日、新時代の徳永議員より欠席の届出があり、代理で吉田要議員が出席しております。

それでは、早速、議題に入ります。

◎協議事項1 江東区議会議員政治倫理条例（案）について

○山本香代子会長 協議事項1「江東区議会議員政治倫理条例（案）について」協議いたします。本日は資料1として前回までの協議を踏まえた条例案を、参考として前回から条文の修正内容が分かる見え消しの資料を用意しております。また、資料2として新たに条例の規程案、そして、資料3として措置の項目について協議するための資料を準備いたしました。

本日は、まず条例案について協議し、その後に規程案を協議することといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長 御異議がございませんので、早速、資料1から協議いたします。なお、今回は事前に区の文書係に条文内容を確認していただいた条例案となっております。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。

こちらは、前回までの協議を踏まえた内容に加えて、区の文書係にも確認をいただき、条文の字句等を整理した条例案となっております。

また、参考を御覧ください。こちらは、前回の条例案から修正した箇所が分かるように、追加した箇所等を朱書きでお示したものでございます。

本日は、資料1及び参考を御覧いただきながら、修正した箇所を中心に条例の中身について改めて御説明いたします。

まず、条例の名称でございますが、これまで江東区議会議員政治倫理条例（案）として協議をしてまいりましたが、条例の正式名称は、このまま案を取り、江東区議会議員政治倫理条例とすることによろしいか、後ほど御協議いただきたいと存じます。

次に条文の内容についてです。

第1条は目的であり、政治倫理条例の目的を規定するものでございます。条文中にありました「議員」は、「区民の代表」としていたものを「区民全体の奉仕者」と改めており、また必要な接続語などを新たに追加しております。

第2条の議会の役割は、議会が果たす役割について規定するものでございます。「公正性及び透明性を確保しなければならない」の前に「議員活動の」と文言を加えております。

第3条の議員の責務は、議員が区民との信頼関係のために果たすべき責務を規定するものでございますが、重複する文言など、条文を整理してございます。

また、第2項の「倫理性を自覚」という表現がございましたが、こちらの文言を「倫理性を保持」に改めるなどしております。

第4条の区民の役割は、政治倫理の確立には区民の理解と協力が不可欠であるため区民の役割を規定するものでございますが、「政治倫理基準を逸脱する」といった文言を「政治倫理基準に違反する」などと改めるほか、第2項では、「当該議員の活動及び政治姿勢」の文言を追加し、「説明を求めることができる」としております。

第5条の政治倫理基準は、議員が遵守すべき行動規範を規定するものでございます。それぞれの条文について、文章の接続関係を分かりやすくする修正等を行っております。

第1項第3号については、2行目の「職員」という表現について、他自治体での文言に合わせ「役職員」としているほか、条文の文言の表現を統一するため、「権限又は地位の影響力」という表現に改めております。

また、第4号では、金品等の授受についての文言について、「金品の授受等」に改めております。

続いて、第6条の兼業の報告は、各議員に兼業等の実態について報告させることにより、不正を防止するために規定するものでございます。自ら事業を営んでいる者ま

たは当該議員が役員、顧問その他これらに準ずる職に就いている法人等で、次の各号、第1号から第4号のいずれかに該当する場合は、兼業報告書を速やかに議長に提出しなければならないとしております。

このうち第1号は、区に対し請負をする主として「収益事業を営むもの」としております。

また、第2項では、議員が新たに自ら事業を営むことになったとき、または新たに法人等の役員等に就くこととなった場合についても準用するよう定めております。

続いて、第7条の請負の報告義務は、議員や議員が役員等の法人等について区に対する請負がある場合は、議長に対し報告書を提出しなければならないとした規定であり、適切な文章となるよう整理してございます。

続いて、第8条の報告書等の閲覧は、先ほど説明した兼業報告書及び請負状況等報告書の閲覧を規定するものでございますが、「第6条又は第7条」を「前2条」と表現を改めるなど、文章を整理してございます。

続きまして、第9条の調査請求については、政治倫理基準に違反する疑いがある場合など、区民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するものでございます。

第2項は、条例中における議長の読替規定を新たに追加しており、前回までの第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げて文言の整理などを行っております。

続いて、第10条の政治倫理審査特別委員会の設置等は、住民または議員からの調査請求がある場合に、調査や審査を行う特別委員会を設置するための規定でございます。なお、現時点では委員会の名称を江東区政治倫理審査特別委員会としておりますが、こちらの名称を正式名称としてよろしいか、後ほど御協議いただきたいと存じます。

次に、第11条の委員会の審査は、住民または議員からの調査請求がある場合に、設置した委員会で調査や審査を行うため規定するものでございます。委員会の審査に当たっての必要な事項を規定しており、第6項では、委員会条例第27条の2に規定する参考として、審査に必要な場合、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができることについて、これまでの議論を踏まえ、あえて本条例に明記いたしました。

続きまして、第12条の議会の措置となりますが、議員に政治倫理基準に違反がある

と認められた場合の措置について規定するものでございます。前回の検討会では、具体的な措置の内容は条例には明記しないこととなりましたので、ここでは、区民の信頼を回復するために必要と認める措置を行うとしております。

また、第2項において、議会は、委員会から対象議員が政治倫理に違反していないと報告を受けたときは、議員の名誉を回復する措置を決定する規定も設けております。

次に、第13条では、結果の通知及び公表として、審査結果の送付や公表について規定しており、前回までの条例案の第14条で規定していた措置の公表を含めて内容を集約しております。

なお、第12条及び第13条につきましては、前回までの条例案では、12条が審査結果の通知及び公表、13条が議会の措置としておりましたが、条文の構成を分かりやすくするため入れ替えをしております。

最後に、14条は新たに委任として、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定めると規定を設けております。

条例の説明は以上でございますが、本条例の名称と特別委員会の名称、また修正条文の内容確認の御協議のほかに、本日、1点御協議いただきたい点がございます。資料の3ページ目、条例第9条の調査請求の条文のうち、第5項において、「調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。」と定めておりますが、今後、本条例を施行することとなった場合において、施行前の行為、具体的には施行より1年前までの行為となりますが、こちらの議員の行為について適用するか否かについて御協議していただきたく考えております。仮に施行前の議員の行為については適用しないとした場合には、条例の附則において、例えば第9条の規定は条例施行前になされた議員の行為については適用しないなど、定める必要があると考えております。

本資料についての説明は以上でございます。

○山本香代子会長 それでは、幾つか協議すべき事項がございますが、まず、条例の名称について協議いたします。

これまで「江東区議会議員政治倫理条例（案）」として検討してまいりました。こ

のまま案を取り、江東区議会議員政治倫理条例を正式名称としてよろしいかどうか。
いかがでしょうか、名称に関して。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、この名前で決定をさせていただきます。

次に、条例第10条に規定する特別委員会の名称について協議いたします。

これまで、江東区政治倫理審査特別委員会を仮の名称として協議してまいりました。
こちらの名称をそのまま正式名称としてよろしいかどうか、御意見を伺いたいです。

○川北直人議員 委員会の名前なんですけれども、江東区という文言は取って、政治
倫理審査特別委員会ですらよろしいんじゃないかと思えます。ほかの委員会の名前とも、
特別委員会の名前とも整合性を持った上でという意見です。

○石川邦夫議員 我が会派からも、江東区は取ってもよいと思えます。江東区の条例
ではなく、江東区の議会のほうの条例と考えていくと、江東区というのは少しおかし
いかなど。さらに、いろんな常任・特別、やっぱり江東区と入れていないこうした状
況を考えていくと、政治倫理審査特別委員会という形でよいと思えます。

○二瓶文隆議員 私たちの会派も、江東区は取って、削除してよいと思えます。

○赤羽目たみお議員 私たちも、江東区というのは取っても構わないというふうに
思っています。

○山本香代子会長 よろしいですか。

それでは、江東区を削除して、政治倫理審査特別委員会ですらよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 という形にさせていただきます。

次に、今後、条例を施行する際に、施行前になされた議員の行為について調査請求
の対象とするか否かを御協議願います。どうしましょう。

○川北直人議員 わざわざ施行の段階で遡らないことを条例化、条文に文言にするの
はいかがなものかと思えますので、施行された段階で効果を発揮すると。すなわち、
1年前ですか、に遡って適用されるということでもよろしいかと思えます。

○吉田要会員外議員 同意見です。附則をつける話ではなくて、ここからもう有効に
あるべきだと思いますので、1年前に遡るというのも結構だと思います。

○山本香代子会長　よろしいですか。ということは、施行前になされた議員の行為について対象とするということによろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　そうさせていただきます。

最後に、条例案全体について、修正箇所を含め、何か不明な点や御意見がありますでしょうか。今日ちょっといろいろ出て、いろいろ変わっているんですけど。分かりやすくなったと思うんですけどね。よろしいですか。

○石川邦夫議員　今回、条例案ということで、文言的なものも条例にふさわしいこうした文言に変更になったということで、我が会派では基本的にはこれでオーケーです。そうした意味では、今後の流れとかも含めていくとどういったあれになるのかなと思うんですが、基本的には、一応、この条例案を条例に進めていく形でよいかと思っております。

○山本香代子会長　ほかに。

○川北直人議員　先ほど申し上げた名称、審査会の名称等々は、今、倫理審査の検討会で合意されたことでありますし、この条例案としても非常によく文言の整理がなされているものというふうに認識をしております。基本的には、この場でこの条例案に賛成をしておきたいというふうに思いますが、この案としては今日、基本的には示されているものでございますので、この段階で賛成とさせていただきたいと思いますが、とても重要な条例なので、会派所属の議員のほうにもしっかりと情報提供した上で、もし何か意見があったら、期日を切って意見を申し上げられる時間をいただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉田要会員外議員　ここまで出来上がったものでございますので、このままもう、特段変更とかを求めるものではないんですけど、今、川北議員がおっしゃったように、私も会派のメンバーに一読させた上で、そのお時間を頂戴できればと思います。ただ、周知したからここをこう大々的に直せとか、そういうようなものではないんですけど、理解の上進めたいというその時間だけ頂戴したいなと思います。

○二瓶文隆議員　我が会派はこの案で賛成でございます。もしその時間があって会派のメンバーに見せることはあるかもしれませんが、基本的には賛成させていただき

ます。

○山本香代子会長　　そういうことでありますので、少し最終確認を各会派していただいて、この方向性で皆さん進めてオーケーということでございますので、各会派に持ち帰っていただいて、確認していただいて、もし何かあるようでしたら、期限を切りたいと思います。そうすると来週、1週間後。

○事務局次長　　それでは、今そういう会派の御意見、お聞きする時間を設けたいということでしたので、今後、また議長のほうからの最終的な御発言があるかと思うんですけれども、来月末に一度、外部有識者を呼んで意見聴取をさせていただけたらなというふうには考えているところでございます。そのため、もしも会派での意見等がございましたら、可能であれば11月8日の金曜日までに、事務局のほうまでその旨お伝えいただけるとありがたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長　　11月8日でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　　では、そのようにさせていただいて、何かありましたら事務局のほうに言ってください。

では、これは以上ですね。

次に、資料2の条例の施行規程（案）及び資料3の措置内容の明記について、併せて協議しますので、事務局から説明願います。

○事務局次長　　それでは、資料2を御覧ください。江東区議会議員政治倫理条例施行規程（案）について御説明いたします。

第1条は、この規程の趣旨であり、江東区議会議員政治倫理条例の施行に関し必要な事項を定めることを規定するとしております。

続きまして、第2条は、条例第6条の兼業報告に伴う様式を定めるものであり、4ページに兼業報告書の様式を記載しております。

続きまして、第3条は、条例第7条の請負の報告に関する規定であり、5ページは請負状況等報告書の様式となっております。

また、6ページは、報告した請負内容に訂正があった場合に使用する様式を定めた

ものでございます。

続きまして、第4条は、条例第8条で規定する兼業報告書等の閲覧に関する規定であり、7ページに閲覧請求書の様式を定めております。

2ページを御覧ください。

第5条は、条例第9条で規定する調査請求に関する規定であり、8ページ目に調査請求書、9ページ目に署名簿の様式を定めております。

第5条第3項では、調査請求に当たっての署名は原則自筆でございますが、地方自治法第74条第8項の規定にある、心身の故障その他の理由により署名ができない場合は、代筆とすることができるとしております。

また、第4項の法第74条第7項に定める期間とは、当該区域内において選挙が行われることになるとき、政令で定める期間は署名を求めることができませんので、その期間を定めるものでございます。

続きまして、第6条は、条例第9条第4項の議長が別に定める調査請求の却下に係る要件を規定しております。政治倫理基準に違反する行為に係る事項ではない場合など、第1号から第3号までを規定しております。

続きまして、第7条は、政治倫理基準の違反行為に対する措置でございます。前回の検討会では、規程に明記するか否かについて引き続き協議、とのまとめになっておりますが、仮に明記した場合を想定しての措置を記載しております。

恐れ入りますが、ここで資料3を御覧願います。ただいま申し上げましたとおり、規程に措置を明記するか否かについては、引き続き協議となっておりますが、仮に明記することとした場合を想定した措置の内容についての検討資料を準備いたしました。

資料の見方ですが、23区内において既に政治倫理条例を制定している区が4区ございますが、このうち政治倫理基準の違反行為に係る措置について、あらかじめ設定している区は3区でございます。この3区のうち、複数区が措置として明記している項目が5つございましたので、検討のたたき台として上段四角の中にまとめさせていただきました。また、これら以外でも、他議会において明記している措置の内容を欄外に参考として載せさせていただいております。こちらを参考にいただきまして、措置を規程に明記するか否か、また明記する場合は、どの措置を規定するのか御協議

いただきたく存じます。

資料2に戻っていただきまして、3ページ目を御覧願います。第8条は審査請求の公表等であり、審査結果の概要の公表は、議会ホームページまたは区議会だよりへ掲載するよう定めております。

最後に、第9条はその他として、「この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。」としております。

資料の説明は以上でございます。

○山本香代子会長　それでは、事務局の説明にもありましたが、まず、規程に措置内容を盛り込むべきかの御意見を伺います。

○川北直人議員　措置については、規程に盛り込むことで了承といたします。ただし、内容のこともよろしいですか、今。

○山本香代子会長　どうぞ。

○川北直人議員　今、案として出ているものの中に、(2)に議場における謝罪文の朗読とあるんですけれども、基本的にこの政治倫理審査会が持たれたときに、対象となった議員が審査会のほうで倫理基準に違反するという指摘を受けても、いや、そうではないという本人の主張があったときに、謝罪文を読むということはなかなか想定されないのかなというふうに思いますので、この措置の中に(2)は不要ではないかというふうに私は思います。

それから、1つ確認なんですけれども、様式を様々つけていただいています。今回、令和7年度にこれが制定されることを想定すると、例えば請負の状況等報告書等々は令和6年度から必要となるということの認識でよろしかったかどうかの確認です。

○事務局次長　基本的には、令和6年度中の請負状況、条例の制定時期にもよりますけれども、報告書の提出が必要になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長　ほかに。

○石川邦夫議員　措置の項目に関しては、規程に明記をするでよいと思います。

あと、我が会派も2番に関しては、議場における謝罪文の朗読、これが釈明の機会になりかねないとか、あと現段階での状況もなかなか見えない部分があることを考え

ていくと、今までも1番、3番、4番、5番の4つで議会として進めてきた経緯もありますので、2番は会派としても要らないかなと思っています。

以上です。

○吉田要会員外議員 措置のこの項目自体を前回の会議のときに載せなくてもいいというような立場で発言をしていたんですけれど、大方、載せるべきという御意見が前回の会議の中心だったかと。それから、会派としても、絶対に載せるべきでないというそんな強いものでもなかったことを鑑みて、中で話をしております。措置については載らせていただいて会派として問題ないということをお願いしたいと思います。

あと、また中身についても、今御意見ありました2番の朗読についてなんですけれど、形式的になるものであれば、むしろ必要ではないんじゃないかということで、1、3、4、5が項目としてあって、下の部分の丸ポツ、参考にいろいろ書いていただいたんですが、こういうものも不要でないかというところをお願いしたいと思います。

以上です。

○赤羽目たみお議員 これまでにも申し上げてきたとおり、措置を規程に明記することがいいというふうに思っております。皆さんお話ししているとおり、この内容、2番の議場における謝罪文の朗読については、本人に弁明の機会があるとしても、第三者機関でなく、議会で多数決で決めることとなります。公平性に欠けることになりかねないというふうに思っています。さらに、公正性という点も疑念があり、恣意的に働くことも否定できないので、2は私たちは盛り込まなくてもいいと。よって、1、3、4、5の4項目でいいというふうに思っています。

○二瓶文隆議員 我が会派も、かねてから措置の項目についての付与はお願いしていたところですから、これは賛成です。

同様に2番に関しては、なかなか御本人が認めていないケースもありますし、これを何か強要したところで、どういう謝罪文が出てくるかというのは疑問に思いますから、2番は削除でいいと思っております。

以上です。

○まにわ尚之議員 私たちのほうも、こちらの具体的な措置の明記というのは入れてほしいと希望いたします。

第2項の2番の朗読に関しては、やはり運用によっては本当にさらし者的な感じになってしまうというのもあったりするのが1つと、一方で、形式的なものになってしまうというのもありますので、これはなくてもいいというふうに考えます。

○山本香代子会長　　そうしますと、まず規程に措置内容を盛り込むというのは、皆さん、異論ないですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　　では、そうさせていただきます。

そこで今度、具体的なこの規程の明記なんですけども、(2)は削除していいんじゃないかという御意見が多数なんですけども、いかがでしょうか。いいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　　それでは、そのように(2)の部分だけ削除させていただいて、それで決定をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

そうしますと、そのほか何かございますでしょうか。

○川北直人議員　　ちょっと署名簿のことなんですけども、資料の9ページかな。9ページで、注意書きの2に自署できない場合が想定されているんですけども、その場合、規程の第5条第3項の規定によって、区内に住所を有する満18歳以上の者が代筆することができるというふうにあるんですけども、これというのは、例えば何十人も代筆で書き込んで署名していくことが可能とも見えるんですけども、この辺、信憑性を担保できるんでしょうか。ちょっと確認です。

○事務局次長　　署名簿はあくまで、署名簿を既に記載したものを代表者の方がお持ちする形になると思いますので、基本的に代筆の方が、結局、本当にその方が代筆したかどうかの担保というのはなかなか判断というのはやはり難しいものだというふうに考えております。

一方で、もちろん、我々としては、例えば1,000人であるとか、そういった署名簿につきましても、その方がきちんと我々の政治倫理条例の請求者に当たるかどうか、すなわち、そのときの有権者であるかどうかとかという確認作業を進めておりますので、そういったところで確認を基本的には行っていくものというふうに考えております。

ただし、署名簿の中身について疑義が生じることがある場合には、その都度、その内容についてしっかりと内容確認をしていくことが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○川北直人議員 分かりました。署名簿のほうに代筆だった場合の氏名、住所、生年月日というのは記入するようになっているというところから、基本的には、代筆された場合には、代筆者の氏名、住所、生年月日が記載されていることが、ある意味、信憑性を担保するものというふうに考えて、それがなかった場合には、ある意味、無効になるというふうに考えてもよろしいか。最後、確認で。

○事務局次長 適正に法にのっとって署名が行われていないようなものにつきましては、署名として有効であると認められないというふうな解釈になるかと思っておりますので、今、川北議員がおっしゃったとおりの内容になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長 ほかに何かございますか。

○石川邦夫議員 前回の検討会でも少し聞いたんですけども、先ほどあった11月の末頃に次の検討会ということで、この条例案、また規程に関してもある程度決定をしてくる。こうしたものがかなり見えてきたので、その後のスケジュール的なものを少し確認させていただきたいんですけど、いかがでしょうかね。

○事務局次長 この条例案、規程案のほうについて御協議いただいて、多分、こちらの規程案につきましても、11月8日までに何か不明な点があれば事務局までという形になるかと思うんですけども、こちらについてまとめましたら、今度、外部有識者の意見聴取と、あと区民意見募集をやらなければならないというふうに考えておりました、こちらについて順次進めてまいりたいというふうに考えております。

今後は、またその具体的な作業スケジュールについては、議長とも御相談の上、あと協議内容の進捗によって変わってくる可能性はございますが、仮に想定として申し上げますと、11月下旬のほうに、例えば外部有識者の意見聴取、また、その後に区民意見募集をするんですけども、区民意見募集につきましては、例えば2月に区議会だよりが発行される予定でもございますので、こういった2月の区議会だよりや区報等を活用して意見募集を仮に行うといった想定でいくと、その内容についての御協議

をいただく必要があるかなと思いますので、そちらを年内に御協議いただければ、2月の区民意見募集に間に合うかなというふうに考えております。

区民意見募集の後、その区民意見の内容を踏まえまして、また外部有識者の意見の内容も踏まえまして、最終的に議会内での修正の条例案の協議というものを行っていただく形になりますので、そちらのほうを年度内に、もしもそういったある程度の協議が整いましたら、その後に条例案の提出といった流れになるというふうに考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長　ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　では、こちら終了いたします。

◎協議事項2 その他

○山本香代子会長　次に、協議事項2「その他」を議題といたしますが、何かありましたらどうぞ。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　それでは、本日の検討会を終了いたします。

先ほどお話ししたとおり、11月8日まで最終確認をしていただいて、何もなければこの案でまとめまして、有識者から意見聴取をしたいと思います。今後の日程調整をさせていただきますが、そのときはまた御連絡をさせていただきますので、まずは各会派、最終確認のほう、よろしく願いいたします。

本日はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時29分 閉会